

## 阿久比町制60周年記念冠事業募集事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿久比町制60周年を町内外に周知することを目的とし、「阿久比町制60周年記念」の名称を使用して実施する事業(以下「冠事業」という。)の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に阿久比町制60周年を記念して行われる事業のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治、宗教及び営利を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) その他町長が適当でないと認めるもの

(事業の申請)

第3条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、阿久比町制60周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、申請を省略することができる。

- (1) 阿久比町及び阿久比町教育委員会が実施する事業
- (2) 阿久比町より60周年記念事業として予算を支出している事業  
(事業の承認等)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、冠事業として承認するときは、阿久比町制60周年記念冠事業承認通知書(様式第2号の1)により、冠事業として非承認するときは、阿久比町制60周年記念冠事業非承認通知書(様式第2号の2)により申請者に通知するものとする。

(事業中止等の届出)

第5条 前条の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業の中止又は事業内容等の変更をする場合は、速やかに町長

にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消し)

第6条 町長は、冠事業が第2条各号の規定に該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとする。

(実績報告)

第7条 事業者は、冠事業終了後30日以内に阿久比町制60周年記念冠事業実績報告書(様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

(冠事業に関する事務)

第8条 冠事業に関する事務は、総務部政策協働課が行うものとする。

(ロゴマーク等の使用)

第9条 事業者は、冠事業において、阿久比町制60周年記念事業ロゴマークを使用することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、冠事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年1月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定の適用については、その失効後も、なお従前の例による。